

いぐねのある景観を守り、育てましょう!

「いぐね」とは、風雪から住居を守るためや食料、燃料として利用するための屋敷林のこと。

農村での暮らしの知恵であり、大玉村の景観を形づくる一つとなっています。

「いぐね」のある景観が本村の「日本で最も美しい村」連合加盟に大きな役割を果たしております。

～いぐね景観を再生・整備する方へ、苗木等の配付のお知らせ～

伐採後のいぐねを再生したい方、あるいは、新しく整備したい方に苗木等を配付します。

1 配付対象者となる要件

配付対象者は、村内に居住し、次の要件を満たす方となります。

- ①植林の場所の所有者であること。
- ②植林の場所が農地でないこと。
- ③植林の場所が住居に隣接していること。

2 配付予定苗木等

スギ 又は ヒノキ(共に少花粉型) ・ 肥料

※苗木、肥料は無償で配付いたします。植付やその後の管理に要する経費等は所有者のご負担となります。

3 配付を希望する方は、大玉村苗木等配付申請書を提出

添付書類

- ①植林の場所が申請者の所有であることが分かる公的な書類
- ②植林計画書
- ③納付状況確認同意書
- ④その他村長が必要と認めるもの

4 申請書提出期限

令和5年12月15日

5 苗木配付予定

令和6年3月

6 配付予定者への通知

申請書の提出後に現地調査や添付書類等の確認を行います。その上で、配付予定者へは苗木等配付決定通知書をお送りします。ご理解とご協力をお願いいたします。

事前相談や問合せ、申請書の提出先は、
環境保全課(電話 24-8146 直通)まで。

